

防災計画

1. 教職員の防災に対する基本的構え

- (1) 人命の尊重を第一に考え、災害に應じあわてないで的確な処置の取れるよう、平素より努める。
- (2) 自分の持ち場に応じた役割、防災の分担についての係責任を完全に果たす。
- (3) どの教室はどこから避難するかを平素より確認しておき、いざというときに適切な処置の取れるように心がけておく。
- (4) 自分の管理責任区域における安全点検を怠りなく行い、特に落下物のための事故等がないよう常に注意深く見回る。
- (5) 消火器・消火栓の位置、使用法、防火シャッターの位置などの他に防災用具の格納場所について熟知しておく。(水道、止水、ガス)
- (6) 防災教育の上で、「自己防災」の意識を児童にもたせるよう、日常的に行動の判断が適切にできるように指導を行う。

2. 平素確認点検するもの

(1) 学級担任の場合

- ① 毎日の人員確認 (朝のうち)
- ② 家人との連絡方法を明確にし、出席簿、児童名簿 (住所・連絡先記入) 緊急連絡網、地区名簿などを常に携帯する。
- ③ 学級活動の中において機会を捉えて随時防災知識の啓発に努める。
- ④ 放送や指示を聞く態度を養っておく。
- ⑤ いざというとき、担任は冷静にかつ毅然に行動する。
- ⑥ 学級内における安全を常に確認しておく。
- ⑦ 児童一人一人が防災頭巾・上履きを持っているか毎日点検する。

(2) その他の教師の場合

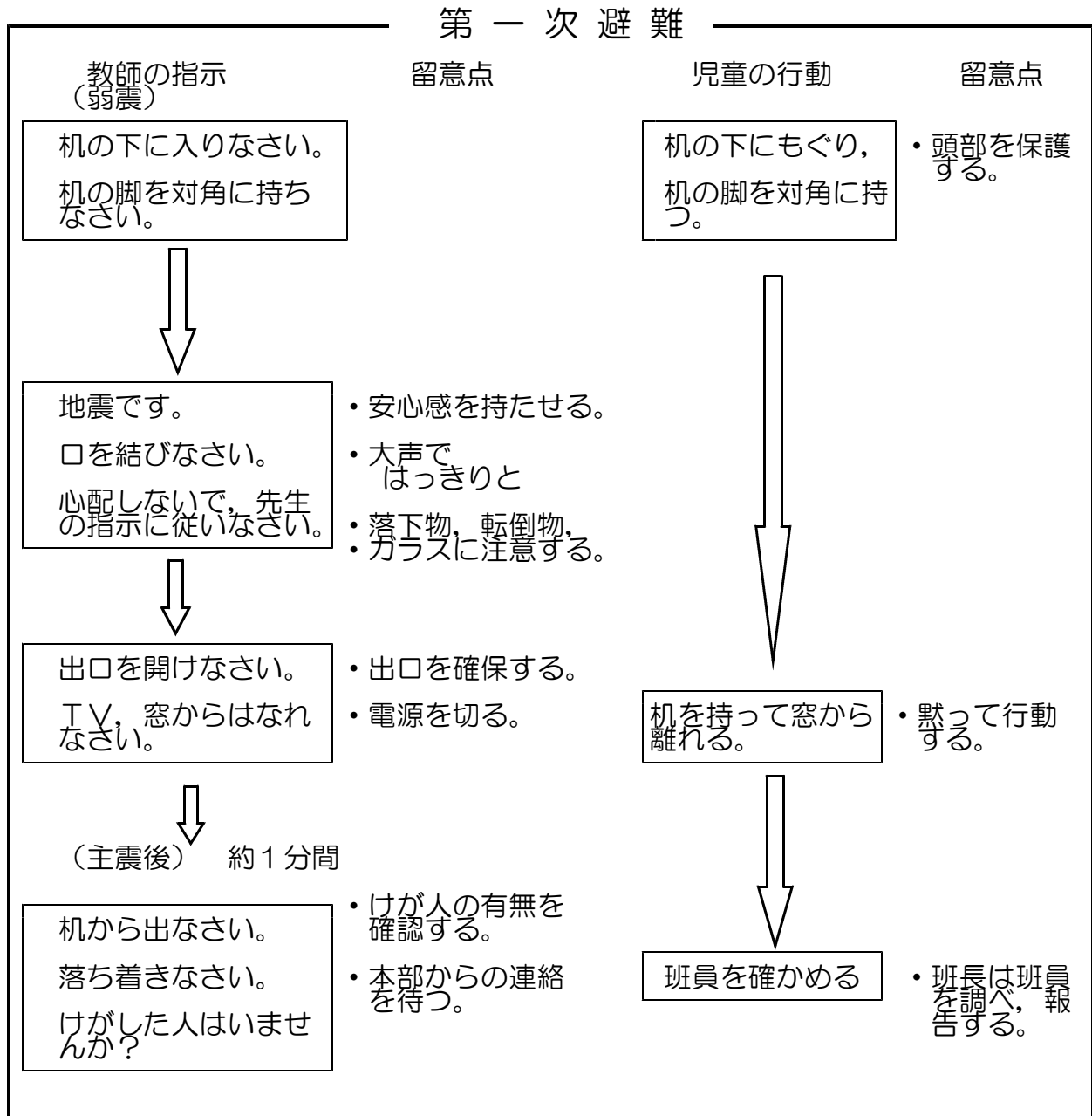
- ① 授業開始前に人員の確認を必ず行う。
- ② 事故発生の際は、後述のように的確にかつ毅然と「指示・行動」をする。
- ③ その時間は、担任と同じ気持ちで行動する。
- ④ 防災頭巾を確認してから授業に入る。(各教室では)
- ⑤ 不必要な薬品等の適切な処理を行う。(安全確保)

(3) 安全点検について

毎月10日はもちろんのこと、各自の管理責任場所は日々点検をし、危険が予想されるものについては速やかに除去し、いかなる事態が発生しても危険がないように、平素より努める。

3. 災害時の行動マニュアル

(1) 地震の対応（弱震） 普通教室（特別教室を含む）



強震に備え、常に注意すること

- 児童を落ち着かせると共に、大きな声で指示を出す。
- ガラスの飛散から頭部を保護するために机の下においても、ガラスに対し背を向けさせる。
- ストープの使用中は、児童をストーブから離れさせ、教師が消火する。
- 児童が反射的に屋外へ飛び出すことの無いようにしっかり掌握する。
- 「おかしも」の徹底 「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」

○学校で被災した場合の児童の帰宅方法について

①基準

震度5以上の場合	保護者引き取りによる帰宅
震度5未満の場合	場合により教職員の引率のもとで地域別に集団下校
震度3以下の場合	通常授業・通常下校

☆徒歩での帰宅の場合は、通学路の安全確認をした上で集団下校を行う。

②引き渡しについて

原則 ・引き渡し名簿に添って保護者またはそれに変わる者に児童を引き渡す→帰宅児童の記録事前に基準を伝えるので、連絡網等での連絡は行わない。
保護者は、メディアからの情報を聞いて学校に引き取りに来る。

方法 ・児童は地区別の名簿に添って待機する。(校庭)
※余震がある場合は、避難した状態のまま待機し、ランドセル等は持たない。
・職員は、保護者を確認して児童を引き渡す。兄弟のある場合は両方の確認をする。
・引き渡し終了後、教頭へ報告する。
※引き取りがなく、保護者に連絡がつかない場合・帰宅しても保護者がいない場合
保護者に引き渡せる状況になるまで避難場所で学校の保護下に置く。
※保護者引き渡しや帰宅不能の場合は、宿泊の態勢を取り教育委員会に報告する。

③集団下校について・・・帰宅経路等の安全確認した上で下校させる。地域への聞き取り

方法 ・児童は地区別登校班で整列する。(校庭)
※校内に学習用具を取りに帰れる状況であれば、ランドセルを持って下校する。
・地区担当の教員と一緒に集団下校する。
※登下校中の避難について徹底する。・・・登下校中の避難について参照

事後指導

・帰宅後も保護者のいない家庭へは、担任から連絡を入れ状況を確認する。

④スクールバスについて

原則 震度5以上の地震があった場合は運行しない。
運行中地震が起きた場合：安全なところにバスを止め、児童の安全確保をする。
→学校に連絡をし、教員を向かわせる。→近隣住民に協力を求め、家庭連絡をする。
→引き渡し

(3) 登下校中の地震対応

①児童の安全行動・避難方法：原則

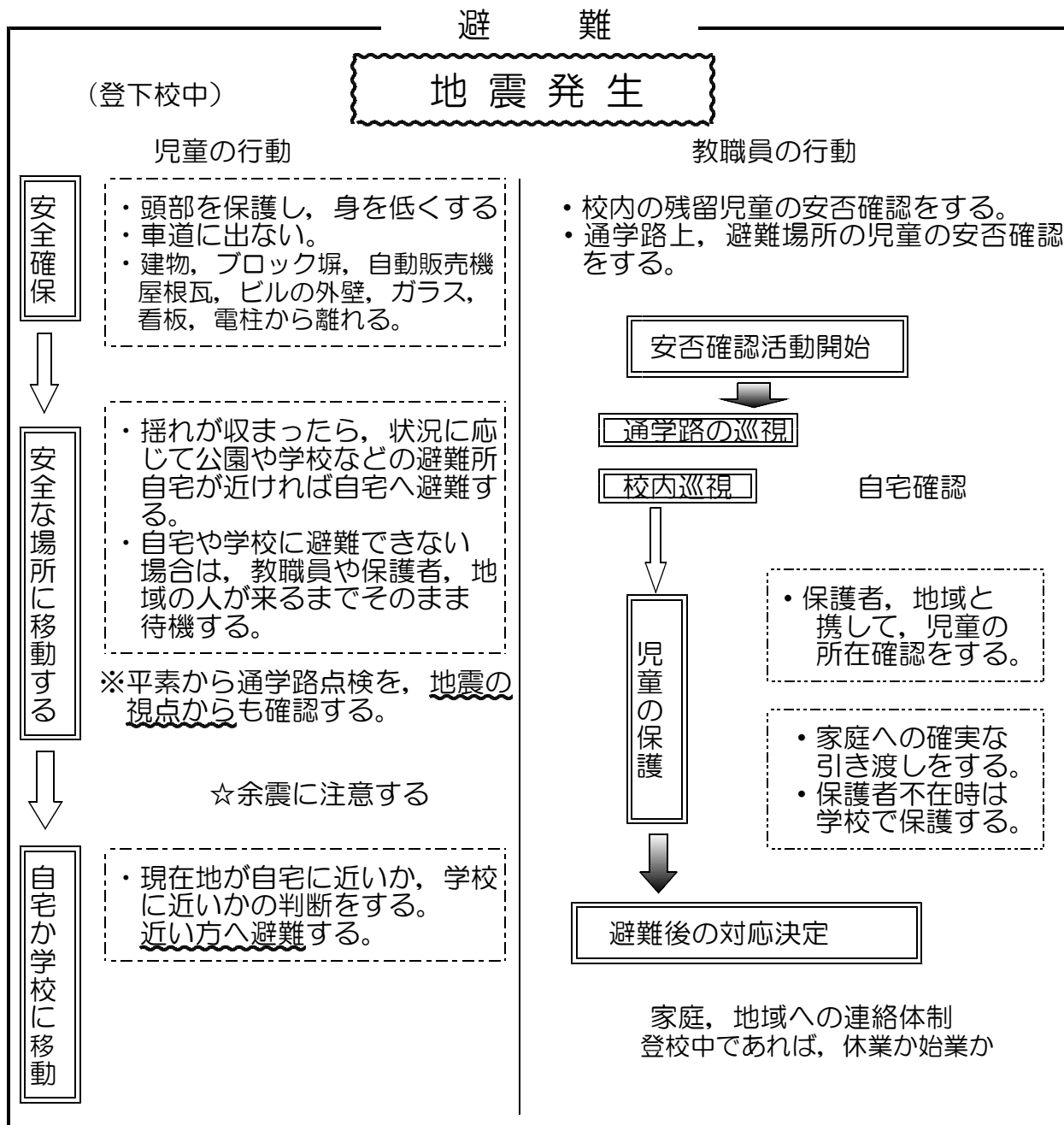
- ・建物や塀、自動販売機から素早く離れ、カバンやコート等で頭部を保護する。
- ・落ちてくるもの、倒れるものがないか確認して、身を低くする。
- ・建物、ブロック塀、自動販売機、屋根瓦、ビルの外壁、ガラス、看板、電柱から離れる。ガソリンスタンドからもできるだけ遠くへ離れる。
- ・路地等の狭い道路はできるだけ通らない。
- ・倒れた電柱、垂れ下がった電線に近づかない。
- ・上級生は下級生の援助にも配慮した行動を心がける。
- ・自宅に近い所にいる場合は自宅へ帰る。
学校に近い位置なら学校へそのまま登校する。
下校時なら学校へ引き返して学校の指示に従う。

②学校対応

- ・学校は、児童が学校の保護下にある場合は保護者に連絡する。
- ・学校は、通学路の安全点検を行い、危険地域の把握に努める。
家庭への情報提供を行う。
- ・保護者、地域と連携して児童の所在確認をする。
- ・始業か休業の判断がつき次第、家庭に連絡をする。(電話が使えない場合もある)

③予想される危険

- ・建物、ブロック塀、自動販売機の倒壊や屋根瓦、ビルの外壁、ガラス、看板等の落下が考えられる。
- ・電柱が倒れたり、電線の切断などによる感電等の事故が予想される。
- ・ガソリンスタンド、都市ガス、プロパンガス、薬品等
- ・地割れ、落下物による倒壊物による障害、避難する車両や交通渋滞、信号機の故障による混乱が予想される。
- ・河川沿いの地域では、堤防の決壊による洪水の危険がある。



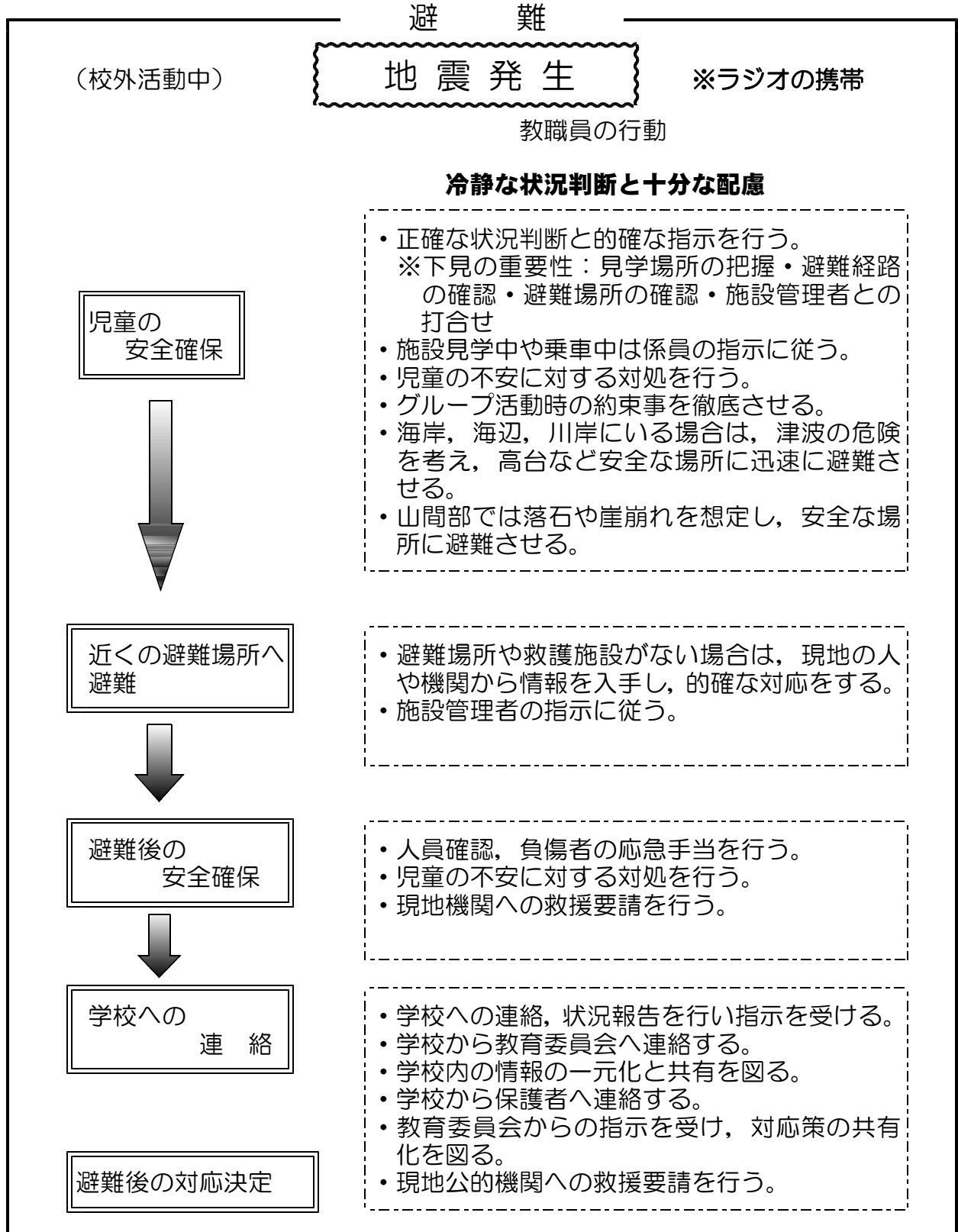
(4) 校外での活動中の地震対応

①事前調査の実施

- ・計画書の作成と共に、コースの危険ヶ所の有無や緊急時の情報収集方法、コース変更の予備案、けがや病気の対応、連絡網の確認等細心の注意を払って計画を立てること。

②安全のための携行品

- ・ハンドマイク、ホイッスル、トランシーバー、懐中電灯、携帯ラジオ、救急の薬品、携帯電話の用意をする。



(5) 火災の対応

①普通教室（特別教室を含む）

避 難

教師の指示	留意点	児童の行動	留意点
先生の顔を見なさい。 口を結びなさい。	<ul style="list-style-type: none"> ・安心感を持たせ落ち着かせる。 ・勝手な行動を押える。 	腰掛けのまま教師の顔を見る。	<ul style="list-style-type: none"> ・勝手な行動をしない。
↓		↓	
先生の言う通りにしなさい。	<ul style="list-style-type: none"> ・本部からの連絡 ・指示を確認。 ・状況を的確に判断。 ・使用火を消す。 ・薬品の処理。 ・出席簿・連絡網 ・筆記用具の携帯 	指示を待つ。	<ul style="list-style-type: none"> ・無駄口をしない。
↓		↓	
出口を開け、窓を閉め、カーテンを開けなさい。	<ul style="list-style-type: none"> ・使用火を消す。 ・薬品の処理。 ・出席簿・連絡網 ・筆記用具の携帯 <p><u>非常用持ち出し袋</u></p>	出口を開け、窓を閉め、カーテンを開ける。	<ul style="list-style-type: none"> ・近くの児童が素早く行う。
↓		↓	
防災頭巾をかぶって、廊下に2列に並びなさい。	<ul style="list-style-type: none"> ・教室に残っている児童がいなか確認する。 	防災頭巾をかぶって、廊下に2列に並ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> ・黙って行動する。
↓		↓	
ヘルメット着用 ハンカチを口にあて先生の後について来なさい。	<ul style="list-style-type: none"> ・実際にハンカチを口にあてて見せる。 ・前かがみの低い姿勢をとらせる。 ・避難経路、順序は状況に応じて適切な処置を採る。 	教師の後について低い姿勢で順序よく避難する。	<ul style="list-style-type: none"> ・押さない。 ・かけない。 ・しゃべらない。 ・ハンカチのない者は服などでよい。
↓		↓	
人数確認。 けが人の有無を確認。	<ul style="list-style-type: none"> ・校庭本部前に学級別に座る。（別紙参照） ・人数確認（異常があれば出席簿により教師が点呼確認する。） 	名簿順に座る。（混合名簿）	<ul style="list-style-type: none"> ・話さない ・前後を確認し合う。
↓		↓	
教頭へ報告 「〇年〇組 現在〇名 欠席〇名 計 〇名」 異常なし	<ul style="list-style-type: none"> ・学級担任は、本部へ報告する。 	座ったままで静かに待機。	<ul style="list-style-type: none"> ・口を結んで静かに待つ。

②校庭

教師の指示により、そのまま避難場所に避難する。

ア、休み時間、放課後、清掃中

【教師の行動】

- ・学級担任は、教室へ、ほかは校庭へ敏速にかけつける。
- ・他の教室やトイレにも必ず声をかけ、教師のいない教室の児童もいっしょに避難させる。
- ・状況を的確に判断し、適切に避難させる。

【児童の行動】

- ・近くの教師の指示にしたがい、勝手な行動をとらせない。
- ・火災現場の近くには絶対に行かせない

イ、夜間・日曜日など

- ・SECOMより教頭が火災発生の連絡を受理する。
- ・教頭は直ちに学校長に連絡する。
- ・学校長は状況に応じた立ちに緊急連絡網を通じて職員に連絡する。
- ・職員は、素早く登校し、本部の指示を受ける。

4、防災組織

(1) 本部

消防隊長・・・・・・校長

消防副隊長・・・・・・教頭

(2) 通報連絡係・・・・・・教頭

(3) 避難誘導係・・・・・・学級担任および授業者

(4) 消火係・・・・・・初期は全職員、教務

(5) 児童係・・・・・・各教室担当

(6) 搬出係・・・・・・事務長

(7) 警備係・・・・・・教務主任

(8) 救護係・・・・・・養護教諭

(9) 施設係・・・・・・教頭

(10) 検索係・・・・・・1F・・篠田 2F・・田中 3F・・鹿間 言語・・鈴木

5、各係の任務

(1) 本部

指示系統の中心であり、非常災害時における一切の指示権を持ち、職員・児童の行動を統一する。

(2) 連絡係

本部と各係との連絡及び消防署・警察署・教育委員会・警備保障との連絡を学校長の指示により行う。

(3) 避難誘導係

災害発生と同時に児童を掌握し、沈着・敏速に行動して児童を安全な場所に誘導し、人員を確認し、けがの有無を調べ本部に連絡する。

(4) 消火係

消火器・バケツなどを持って発火地点に駆けつけ、消防署員到着後は搬出係を助ける。

(5) 児童係

避難場所で児童を安全に管理する。

(6) 搬出係

重要書類・貴重品などを安全な場所に搬出し、保管する。

(7) 警備係

搬出重要書類・器具などの類焼や盗難などの内容に警備し、児童避難後の校舎内を巡視する。

(8) 救護係

避難及び行動中の負傷者を応急処置し看護する。

(9) 施設係

常に消火器具及び避難用具（携帯マイクなど）を保守点検し、緊急時に備える。

(10) 検索係

避難行動時に校舎内外に残っている児童がいないか確認に当たる。避難人員点検後、残留児童の確認に当たる。

6. 訓練計画

1学期	地震想定	4月12日(火)	5月31日(火)
	地震想定	8月31日(水)	
2学期	不審者侵入対応	10月21日(金)	
	火災想定	11月29日(火)	
	※ 引き渡し訓練	7月 2日(土)	

7. 通常の点検整備責任者

- 非常持出し・・・事務長
- 各室・・・教頭・教務
- 保健室薬品類・・・養護教諭
- 避難経路・・・教頭
- 理科室薬品類・・・教務

非常時持ち出し品 ※複数人で搬出・迅速・搬出後の管理（紛失等）

- ・要録
- ・卒業生名簿
- ・職員履歴書
- ・事務引き継ぎ書
- ・辞令写控簿
- ・健康診断票
- ・転入転出記録簿
- ・入学届
- ・幼稚園抄本
- ・職員健康診断票
- ・校地校舎図面

8. 防災責任者（校務分掌の施設管理者・清掃担当者・安全点検者）

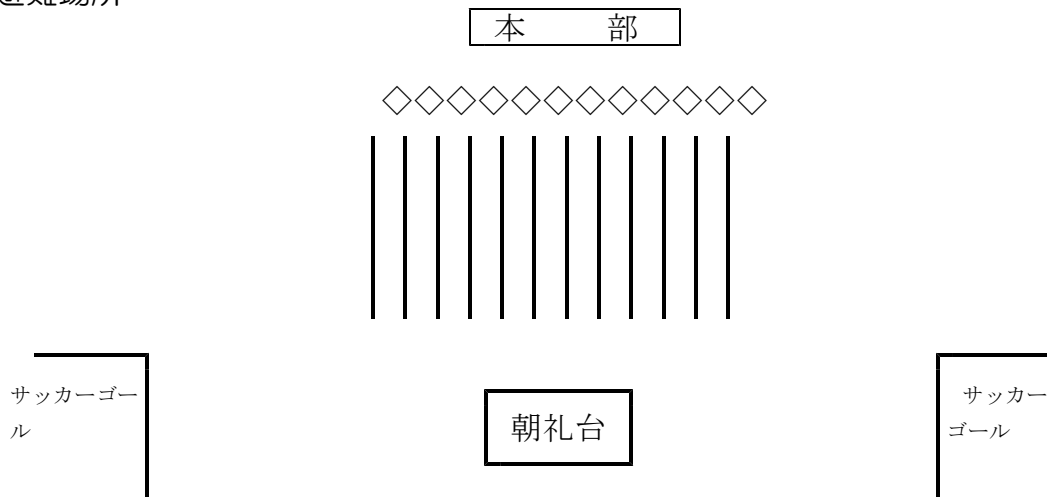
- | | | | |
|-----------|----------|--------|---------------|
| 教室 | ・・・学級担任 | 更衣室 | ・・・松崎 |
| 理科室 | ・・・鈴木徹 | 湯沸かし室 | ・・・松崎 |
| 理科準備室 | ・・・鈴木徹 | 印刷室 | ・・・松崎 |
| 図工室 | ・・・鶴岡 | 相談室 | ・・・川野 |
| 図工準備室 | ・・・鶴岡 | 家庭科室 | ・・・鹿間 |
| 校長室 | ・・・川野 | | |
| 音楽室 | ・・・御所脇 | 職員室 | ・・・川野 |
| 音楽準備室 | ・・・御所脇 | 配膳室 | ・・・山崎 |
| 資料室 | ・・・F2 鶴岡 | 児童会室 | ・・・川名 |
| | ・・・F3 鹿間 | 保健室 | ・・・養護教諭 |
| 図書室 | ・・・伊藤 | 放送室 | ・・・鹿間 |
| 生活科室 | ・・・加藤 | CPルーム | ・・・田中 |
| 生活科準備室 | ・・・加藤 | | |
| あすなろルーム | ・・・小出 | | |
| 階段生活科準備室前 | ・・・鶴岡 | | |
| トイシ | ・・・養護教諭 | 昇降口 | ・・・篠田（低）川野（高） |
| ことばの教室 | ・・・鈴木 | | |
| 体育館 | ・・・中田 | 体育倉庫外 | ・・・中田 |
| 1F手洗い場 | ・・・加藤 | 2F手洗い場 | ・・・鶴岡 |
| 3F手洗い場 | ・・・川名 | | |

9. 避難経路及び場所

(1) 避難経路

- ① 出火点, 風向き, 風の強さ, 避難経路の状況によって異なってくるが, 原則として別紙の通りとする。
- ② 出張, 交換授業等で自分の学級以外の授業を行っている時はその担当教師が避難させる。

(2) 避難場所



- * 各クラス2列・到着順→出席番号順（混合）
- * 人数確認をスムーズに行うためクラス間は幅を開ける。
- * 人数確認後中心に集まる。

10. 教職員への勤務対応

大震災を想定して、しかも、電話連絡がとれにくい場合の勤務（学校への出勤等）を、あらかじめ定めるものである。教育職員は、地方公務員であるという身分から、全体の奉仕者としての行動をとらなければならない。

市原市学校防災計画 職員配置基準

事象	種別	学校配備職員
震度4	警戒配備	学校で定めた職員
震度5弱	1号配備	校長・教頭・教務・生徒指導・学校で定めた職員
震度5強	2号配備	上記職員＋学年主任
震度6以上	3号配備	全職員

地震災害発生時間帯	対 応 内 容
(1)勤 務 日	<p>①早朝・夜分等に災害が起き、学校に児童も登校していない場合は当分の授業はないものと判断して、まず、自己の安全を優先する。その後、状況の応じて出勤に努める。</p> <p>②出勤途中の災害の発生においては、その時の自己の置かれた状況で判断する。学校と連絡が取れない場合には、各自の判断で行動する。</p> <p>③出勤を原則とするが、自己の置かれた状況で判断する。 自宅（家族）の安否が確認でき、かつ学校と連絡が取れ児童の在籍が確認された場合には、できる限り出勤する。 連絡が取れた場合には、指示に従う。</p>
(2)勤 務 中	<p>①出張中は、勤務学校に戻ることを原則とするが、管理職員以外は、(1)②に準ずる。</p> <p>②授業中においては、担任（専科担任も含む）及び養護教諭は、児童の安全確保（保護者に引き渡すまで）を第一義と考え、そのためにの指示に従う。 それ以外の職員は、最重要書類（指導要録等）の確保、火気の取り締まり等について指示に従う。</p> <p>③児童の避難処置、学習指導については、別紙計画による。</p> <p>④児童を引き渡しを完了した時点で、各自の退勤を、次の順位を原則として実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 乳幼児保育中の教職員（女子優先） 2 老齢の父母の養育、または、傷病者を看護している教職員（女子優先） 3 女子教職員 4 男子教職員 <p>ただし、学校が避難所に指定され、幼児・児童・生徒を含む地域住民が避難して来たり、二次避難所への誘導が必要なときは、防災責任者または学校長の指示に従う。 また、児童が残留した場合には、学校が避難所に指定される場合の人数を考慮の上、必要最小人員は勤務を継続する。 （長期化する場合の宿泊については、勤務の交代等を行う）</p> <p>⑤管理職は、他の児童・教職員全員の安全・退勤が行われた後に、自己の行動をとる。（上部機関等との連絡がとれ、指示があった場合は、それに従う。）</p>
(3)日曜等勤務を要しない日または勤務時間外	<p>①管理職以外は勤務を要しない。 しかし、非常召集に備えて、学校と連絡が取れる努力をする。</p> <p>②学校が災害時における避難場所になった場合は、下記参照</p>
(4)長期休業日等	<p>①勤務を要するが、児童が登校していないので、すぐには出勤しなくともよい。（ラジオ等の情報収集し、それに従う） しかし、長期休業中といえども、休日ではないので、出勤することが原則である。学校が避難所になることもが予想されるので、その任務に従う。</p> <p>②勤務日を迎えても、交通事情や自己の被害状況、または、情報不足等で出勤不能と判断した場合には、自らの判断で行動する。（電話等の不通が予想されるが、連絡・出勤の努力を続ける）</p> <p>③管理職員は出勤する。行政からの派遣責任者（本部長）や町会・自治会役員等と協力して、児童看護、教職員の指導及び施設の維持・管理・避難住民の救済等にあたる。</p>

(5) 災害により学校が休業になり、その間学校施設が避難場所等に使用される場合

- ① 管理職員は、原則として学校に出勤する。
- ② その他の教職員は、自己の安全等を確保の上出勤し、救急体制に組み込みまた任務（児童・避難住民の世話、食事作り等）を遂行する。
- ③ 出勤した教員は、必要に応じて児童の家庭を訪問し、状況を把握するとともに、災害による精神的不安の解消のため、カウンセリングを行う。特に、震災発の災害が児童に与える影響は（恐怖心、不安感、絶望感、悲嘆等）は、計り知れないものがある。そのことをしっかり受け止め、専門家等と協力して万全を期する。

1 1. 大震災後の学校の教育活動再開に向けた対応

